各都道府県介護保険担当課(室) 各市町村介護保険担当課(室) 各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

介護保険最新情報

今回の内容

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫 負担金の算定等に関する政令の一部を改 正する政令」の公布について(通知)

計2枚(本紙を除く)

Vol. 1 1 9 4

令和5年12月28日

厚生労働省老健局介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう よろしくお願いいたします。

連絡先 TEL:03-5253-1111(内線 3979、2260)

FAX: 03-3595-2889, 03-3503-2167

老 発 1227 第 1 号 令和5年12月27日

厚生労働省老健局長 (公印省略)

「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を 改正する政令」の公布について(通知)

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令(令和5年政令第383号。以下「改正政令」という。)については、本日、別添のとおり公布され、令和6年4月1日より施行されることとなりました。

改正政令の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知のうえ、管内の関係機関、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

第1 改正政令の趣旨

令和6年度から第9期介護保険事業計画期間(令和6年度から令和8年度まで)が開始されることを踏まえ、社会保障審議会介護保険部会において「介護保険制度の見直しに関する意見」(令和4年12月20日)がとりまとめられたところであり、当該意見を踏まえ、第9期介護保険事業計画期間の開始に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業費額について所要の改正を行う。

このほか、第9期介護保険事業計画期間の開始に伴い、第2号被保険者の保険料負担率に関する所要の改正を行う。

第2 介護保険法施行令の改正の内容

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「介護予防・日常生活支援総合事業」という。)に関し、介護予防・日常生活支援総合事業費額が同条第4項の政令で定める額を超えると厚生労働大臣が認める市町村における事由は、災害による居宅要支援被保険者等の数の増加、介護予防の効果が高く、かつ、将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の実施、当該年度の75歳以上被保険者数変動率が1を下回る市町村による将来における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由とすること。

第3 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の改正の内容 令和6年度から令和8年度までの第2号被保険者負担率を100分の27とすること。

第4 施行期日

令和6年4月1日

御

名

御 璽

令和五年十二月二十七日

公布する。

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに

水曜日

令和 5 年 1 2 月 2 7 日

うに改正する。

この政令は、

令和六年四月一日から施行する。

第二条 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十年政令第四百十三号)の一部を次のよ 情」を「おける当該事由」に改める。 (介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正)

官 政令第三百八十三号

一項の規定に基づき、この政令を制定する。 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣総理大臣 岸田

文雄

第一条 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の一部を次のように改正する。 実施、当該年度の七十五歳以上被保険者数変動率が一を下回る市町村による将来における当該費用 内閣は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の四十五第四項及び第百二十五条第 の低減に資すると見込まれる事業の実施その他の厚生労働大臣が定める事由」に、「おける特別な事 における介護予防・日常生活支援総合事業に要する費用の低減に資すると見込まれる新たな事業の (介護保険法施行令の一部改正) 第三十七条の十三第五項中「高い新たな事業の実施その他の特別な事情」を「高く、かつ、将来

第五条 (見出しを含む。)中「令和三年度から令和五年度」を「令和六年度から令和八年度」に改

厚生労働大臣 内閣総理大臣

岸田 武見